

音のめやす

(単位：デシベル)

騒音レベル	めやす
100	電車の通過するときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場
80	地下鉄の車内（窓を開けたとき）
70	電話のベル、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	住宅街の深夜、図書館
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

日常生活等に適用する規制基準（騒音）

【都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第136条】 条例別表第十三

時間の区分 区域の区分	朝	昼	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後7時	午後7時～ 午後11時	午後11時～ 翌午前6時
第1・2種 低層住居専用地域	40	45	40	40
第1・2種 中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	45	50	45	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後8時	午後8時～ 午後11時	午後11時～ 翌午前6時
	55	60	55	50

上記は、音源の敷地と隣地との境界線における音量（単位：デシベル）

※建設の騒音、深夜制限営業、工場・指定作業場は別に基準があります。

※保育所など6歳未満の子供の声等の音については、この規制基準は適用されません。

振動のめやす

(単位：デシベル)

振動レベル	めやす
55 未満	人体に感じないで地震計に記録される程度
55 ～ 65	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度
65 ～ 75	大勢の人に感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度
75 ～ 85	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯が揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度
85 ～ 95	家屋の揺れがはげしく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水があふれ、歩いている人にも感じられ、多くの人が戸外にとび出す程度
95 ～ 105	壁が割れ、墓石・石灯笼が倒れ、煙突・石垣が破損したりする程度

日常生活等に適用する規制基準（振動）

【 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第 136 条 】 条例別表第十三

時間の区分 区域の区分	朝～夕	夜間
	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌午前 8 時
第 1・2 種 低層住居専用地域 第 1・2 種 中高層住居専用地域 第 1・2 種住居地域 準住居地域	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	午前 8 時～午後 8 時	午後 8 時～翌午前 8 時
	65	60

上記は、振動源の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ（単位：デシベル）

※建設の振動、工場・指定作業場は別に基準があります。